

今からできる個人の節税対策

個人の方は、年末までに以下のような対策をすれば所得税・住民税を軽減することができます。しかし、所得が低いと効果が無い場合もありますのでご留意願います。

1. 譲渡所得の節税

(1) 株式の後継者への売却

上場株式等で本年中に多額の売却損(申告分離に限る)がある場合、年末までに非上場株式(同族会社)を後継者に売却すれば、その売却益は上場株式等の売却損と相殺することができますので、株式譲渡の税負担を少なく非上場株式を後継者に譲ることができます。

(2) ゴルフ会員権の売却

購入価額より値下がりしているゴルフ会員権で不要なものを年内に売却し、売却損を他の所得と通算することができます。ただし、ゴルフ場の破綻等による損失は他の所得とは通算できません。

(3) 株式売却における「みなし取得費の特例」が2010年12月末で終了

2001(平成13)年9月30日(相続で引き継いだものは被相続人の取得日を引き継ぐ)以前取得の上場株式の売却で、一般口座にそのまま置いているものなどは、実際の取得価額と、2001年10月1日の終値の80%(みなし取得費)といずれか有利な方を取得費として税金を計算することができる特例が本年12月末で終了します。取得費が不明な場合もみなし取得費が使えますので、特例適用が有利になる方は年内に株式を売却することを検討しましょう。

2. 所得控除の拡大

(1) 医療費の支払(原則年10万円以上)

入れ歯などの治療は年末までに治療し、かつ、治療費の支払をすることにより、その治療費は本年中に支払った他の医療費(同居の家族の分も合わせて)と共に今年の所得から控除することができます。また、薬局などで買うカゼ薬や胃腸薬など(日用品はダメ)も控除の対象になりますので、年末までに少し買い込むとその分控除が増えます。

(2) 社会保険料などの前納

国民年金や国民健康保険料を個人で払っている(社会保険未加入者)場合で、年末までに1年以内の前納をすれば、その支払った全額が所得から控除することができます。

(3) 小規模企業共済の加入

会社役員や個人事業主が、小規模企業共済(本人の退職金の積立共済)を年末までに新規加入又は増額し、かつ支払えば、その支払った掛け金(年払も可)は全額所得から控除することができます。月払いの人は年払いに変更すればさらに控除が増えます。

(4) 寄付金の支払

特定の寄付金を年末までに支払えば、その寄付金は今年の所得から控除することができます。特定の寄付金の相手先は、国や地方公共団体、学校法人(入学に際して払ったものは除く)、日本育英会、日本赤十字社、社会福祉法人などです。住民税の控除対象寄付金は、各自治体の条例により指定されています。

(5) 出産・結婚

これは意図してできるものではありませんが、年末までに出産や結婚(配偶者に一定以上の収入があれば不可)により扶養家族が増えれば、その年の所得より扶養控除又は配偶者控除などを適用することができます。

(6) 別居の親等を扶養家族に入れる

別居の親等に仕送り等で生計を助けていれば、その親等の合計所得金額が38万円以下であれば、その親等を年末調整などで扶養家族に入れることができます。

注) 1人の親等を2人以上の扶養家族にすることはできません

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

